

令和5年度 第1回蓮田市都市計画審議会会議録

招集日	令和5年8月28日(月曜日)	
開催場所	蓮田市役所 3階 301会議室	
開催日時	開会 令和5年8月28日(月) 10時00分 閉会 令和5年8月28日(月) 11時40分	
出席状況	会長 金塚 史朗	出席・欠席
	副会長 田部井 穂人	出席・欠席
	委員 須賀 章好	出席・欠席
	委員 梅 國 智子	出席・欠席
	委員 長 田 哲平	出席・欠席
	委員 田 島 幸則	出席・欠席
	委員 田 村 郁枝	出席・欠席
	委員 戸井田 光江	出席・欠席
	委員 豊 嶋 遥	出席・欠席
	委員 秦 邦雄	出席・欠席
出席職員	蓮田市長 山口 京子 蓮田市副市長 加藤 繁 都市整備部長 増田 吉郎 都市整備部参事兼都市計画課長 金子 克明 都市計画課 副主幹 川島 浩 " 主査 高橋 良典	都市計画課 主事補 稲垣 七海 環境経済部参事兼みどり環境課長 町井 孝行 みどり環境課 技師 齊藤 青 都市整備部次長兼産業団地整備課長 高橋 宏治 産業団地整備課 副主幹 末廣 那由多
傍聴者	0名	
開会	(金子参事) こんにちは。本日、皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。 ただ今から、令和5年度第1回蓮田市都市計画審議会を開会させていただきます。 私は、本日の司会を務めさせていただきます都市計画課の金子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。	
委嘱書交付	本日は、議事に先立ちまして、山口市長から蓮田市都市計画審議会委員の委嘱書の交付をさせていただきます。 お名前をお呼び致しますので、恐れ入りますがそのままの場所でご起立をお願い致します。  (山口市長より蓮田市都市計画審議会委員に委嘱書の交付) (7名の出席者へ委嘱書の交付)	

市長挨拶

続きまして、山口市長からごあいさつを申し上げます。

(山口市長)

改めまして、おはようございます。本日、欠席委員の中にも体調不良の方がおられるようですが、すみません、私も体調不良で風邪を引きまして、ここしばらく苦しんでおりました。一昨日、PCR検査を行いました。インフルエンザもコロナウイルスも陰性でございましたので、ご安心ください。また昨日は4年ぶりにここ市役所で市民まつりが開催できまして、この中の皆様も来ていただいて、一生懸命朝から暑い中、働いてくださった姿を見ております。改めまして、ありがとうございます。お疲れ様でした。

さて、本日は令和5年度第1回目の都市計画審議会となります。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、またお疲れのところ御出席いただきましてありがとうございます。

また、今回は任期替えということで、只今委嘱申し上げました。新しく委員になられた方も引き続き委員をお願いする方も皆様どうぞよろしく願います。

さて、本日の諮問事項は1点、「蓮田都市計画生産緑地地区の変更について」でございます。生産緑地地区に関する変更内容につきましては、生産緑地指定後30年経過に伴い、生産緑地地区の区域の変更や、廃止をするものとなっております。後ほど担当から詳細についてご説明申し上げます。慎重審議のほど、よろしく願います。

また、報告事項として、「高虫西部土地地区画整理事業の計画概要」についてご報告申し上げます。これまでも、定期的に事業内容について報告してまいりましたが、農林漁業との調整措置も順調に進み、都市計画決定・変更手続きに進める状況になりました。後ほど、担当より現在の手続きの進捗状況を報告させていただきます。

その後、社会資本整備総合交付金評価委員会に移りまして、都市再生整備計画事業等の事後評価についてご報告申し上げます。本計画の事業では、蓮田駅東口や堂山公園のトイレ整備、歩行系道路、駐車場整備などを行いながら、ウォークアブルな空間整備を進めてきました。現在の計画が令和5年度に終わることから、整備効果等の検証・分析を行うものとなります。

それぞれの分野で活躍されております委員の皆様のお立場から、お気づきの点等がございましたら、ご意見を頂戴できればと思います。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

委員自己紹介

(金子参事)

ありがとうございます。次に、今回は委員委嘱後初めての会議でございますので、委員の皆様にご自己紹介をしていただきたいと思います。たいへん恐縮ですが、金塚委員さんから順に時計回りをお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

(順次自己紹介)

ありがとうございました。

続きまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。それでは、加藤繁副市長からお願いします。

(順次自己紹介)

以上です。委員の皆様、よろしくお願い申し上げます。

出席状況確認	<p>(金子参事)</p> <p>それではここで、委員の出席状況につきまして、ご報告申し上げます。</p> <p>本日は、委員のかた過半数以上が出席しております。ただいまの出席状況は、委員7名でございます。従いまして、蓮田市都市計画審議会条例第8条第2項の規定による定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。</p>
議 事	<p>(金子参事)</p> <p>それでは、ただ今から蓮田市都市計画審議会の議事に入ります。</p> <p>まず初めに、議事1の「正・副会長の選出について」でございます。</p> <p>現在、会長選出の議事を進行する議長となる会長が空席となっております。</p> <p>ここで、会長選出の議事を行うため、仮議長の選出をお願いしたいと思います。いかがでしたら宜しいでしょうか。</p> <p>(事務局一任との声)</p> <p>ただいま、事務局一任という意見がございましたが宜しいでしょうか。</p> <p>(異議なしとの声)</p> <p>では、これまでの慣例に従い、蓮田市都市計画審議会条例第3条第2号委員のなかで議員経験年数が長い秦委員に仮議長の職務に当たっていただきたいと存じます。</p> <p>秦委員に仮議長をお願いいたします。</p> <p>(秦委員)</p> <p>ただ今、指名いただきました秦です。</p> <p>会長が決まるまでの間、私が仮議長の職を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いします。</p> <p>本日の議事は、まず「会長の選出について」です。</p> <p>会長の選出につきましては、資料にあります、蓮田市都市計画審議会条例第6条において、会長を置くことになっており、選出につきましては、選挙によりこれを定めることになっています。</p> <p>なお、会長の選出につきましては、蓮田市都市計画審議会条例第6条第2項に「会長は、学識経験のあるものにつき委嘱された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。」となっています。</p> <p>被選挙人につきましては、事前に事務局より送付されております資料に都市計画審議会委員名簿がございますが、1号委員と記載されている方が、「被選挙人」となります。</p> <p>この中から選挙により選出していただくこととなります。</p> <p>それでは、まず会長に立候補されるかたは、挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>(挙手の確認)</p> <p>どなたも、立候補されるかたがいらっしゃいませんので、指名推薦の方法で選出</p>

したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

それでは、どなたか推薦していただければと思いますが、いかがでしょうか。

(金塚委員との声)

ただ今、金塚委員にとご指名がありました。当審議会の会長として、金塚委員をお願いすることにご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

異議なしということですので、当審議会の会長を金塚委員に決定させていただきます。

会長が決まりましたので、仮議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(仮議長解任・会長就任)

**【秦委員、金塚会長 席の移動】**

(事務局)

それでは、金塚会長にご挨拶をお願いしたいと思います。  
よろしくお願いいたします。

(金塚会長)

引き続き会長ということでよろしくお願いいたします。

年数だけ取っているだけでございますので、皆様のご協力をいただきながら行っていきたくと思います。早いもので令和5年度も半ばでございます。コロナウイルスの問題もなんとかクリアできたのかなということで、全国各地で祭りやイベントなどが行われ、やっと昔の日本が戻ってきたなと感慨深い思いをしております。

私は日ごろから海外のマスコミ以外の情報に接しているのですが、アメリカやアフリカ等様々な国々で、色々な事象が絡みあって段々と雲行きが怪しくなってきました。また経済状況も3月の銀行連鎖破綻とか、急激な利上げの影響で相当ひどい状況になっているということもございます。そういった中で日本も例外ではないと思うのですが、円安の影響で、あるいはマスコミが全く報道しない状況で非常に平和だと思っております。委員の皆様におかれましても色々な情報をもつていただくと視野が広がり、立ち位置がわかりますので、是非お調べいただければと思います。

さて、本日は諮問事項と報告事項が3点でございます。慎重なご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

蓮田市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、会長は「審議会の会務を総理し、会議の議長となる。」ということですので、これより、本日の議事を進行させていただきますので、皆様、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事であり、「副会長の選出」を行います。

副会長挨拶	<p>副会長の選出につきましては、蓮田市都市計画審議会条例第6条第3項に「副会長は、委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。」となっています。</p> <p>事前に事務局より送付されております資料の都市計画審議会委員名簿に記載された私以外の全ての方が「被選挙人」となります。</p> <p>この中から、選挙により選出していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、副会長に立候補される方は、挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>(挙手の確認)</p> <p>どなたも、立候補される方がいらっしゃいませんので、指名推薦の方法で選出したいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしとの声)</p> <p>それでは、どなたか推薦していただければと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(田部井委員との声)</p> <p>ただ今、田部井委員にとご指名がありました。当審議会の副会長として、田部井委員をお願いすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしとの声)</p> <p>異議なしということでございますので、当審議会の副会長を田部井委員に決定させていただきます。</p> <p><b>【田部井副会長 席の移動】</b></p> <p>田部井副会長に、ご挨拶をお願いしたいと存じます。</p> <p>(田部井副会長)</p> <p>改めまして、こんにちは。副会長選任ということで、任期が3期目になりますので年数の長さから推薦して頂いたのかと思います。若輩者であります。蓮田のために意見を出していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>(金塚会長)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これで、本日1番目の議題であります。正・副会長の選出について、皆様のご協力により無事終了することが出来ました。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>事務局、どうぞ。</p> <p>(金子参事)</p> <p>山口市長、加藤副市長につきましては、他の公務がございますのでここで退席させていただきます。</p>
-------	--

資料確認	<p>(山口市長、加藤副市長退席)</p> <p>(金塚会長)  それでは、蓮田市都市計画審議会の次の議事に入ります前に、資料の確認を事務局でお願いいたします。</p> <p>(金子参事)  事前にお配りした資料は、  次第  資料1 諮問書(写し)  資料2 蓮田都市計画生産緑地地区の変更(蓮田市決定)  資料3 蓮田都市計画(仮称)高虫西部土地地区画整理事業の計画概要</p> <p>また、蓮田市社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)評価委員会としての報告資料が、  資料4-1 蓮田市中心市街地地区 整備状況について  資料4-2 まちづくり交付金 事後評価方法書  対象地区については、「蓮田市中心市街地地区」となります。</p> <p>その他、参考資料としまして、  蓮田市社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)事後評価実施要綱  蓮田市都市計画審議会条例、名簿  となっております。</p> <p>また、本日、机上にお配りした資料は、  変更概要図 西口5号生産緑地地区(資料2 差し替え分)  資料5 「四季かおる つながり 安心 活きるまち」の実現にむけて  ～人と自然を思いやる蓮田共生のまちづくり～  となっております。</p> <p>不足等ございましたらお申し出ください。  よろしいでしょうか。</p> <p>(金塚会長)  資料確認ありがとうございました。  さて、議事を進める前に、次第にはありませんが、今回初めて委員となられた方もおりますので、事務局で当日資料として「蓮田市の事業説明資料」を作成していただいたようです。初めにこちらについて事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局)  資料5を用いて事務局から説明</p> <p>(金塚会長)  では、ただ今から蓮田市都市計画審議会の議事に入ります。  本日の議事は、次第にありますとおり、諮問事項「蓮田都市計画生産緑地地区の変更(蓮田市決定)について」です。  事務局から、諮問書の朗読をお願いします。</p>
------	--

<p>議事</p> <p>蓮田都市計画 生産緑地地区 の変更につい て（蓮田市決 定）</p>	<p>(諮問書の朗読)</p> <p>(金塚会長) 「諮問第1号 蓮田都市計画生産緑地地区の変更について」、担当のみどり環境課から内容の説明をお願いします。</p> <p>(みどり環境課) 「審議資料 令和5年度 第1回蓮田市都市計画審議会（議案・説明資料2）」に基づき説明させていただきます。 議案の説明に入ります前に生産緑地制度についてご説明いたします。 生産緑地とは、市街化区域内にある農地の緑地機能に着目して、公害や災害の防止、都市の環境保全などに役立つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために設けられた制度です。 生産緑地地区に指定される農地の要件としては、①生活環境機能を備え、将来の公共施設用地として適していること、②500㎡以上の規模の区域であること、③農業の継続が可能な条件を備えていること 以上の3要件が必要となります。 生産緑地の特徴としては、①建築行為や宅地造成が制限される。②宅地並み課税が免除される。③指定後30年経過後、または死亡や障害などで農業の存続が不可能となった場合、市に対して生産緑地の買い取り申し出が出来る。ことなどが挙げられます。 以上が、制度の概要でございます。 次に蓮田市の生産緑地地区の指定状況について申し上げます。 蓮田市の生産緑地地区は平成4年12月7日に都市計画決定され、当初は60地区総面積、約12.50haでした。 令和5年8月28日現在、41地区、総面積、約8.95haとなっております。それでは諮問第1号 蓮田都市計画生産緑地地区の変更について（蓮田市決定）の説明をさせていただきます。 今回の変更内容といたしましては、黒浜8号生産緑地地区0.05ha、西口5号生産緑地地区0.2ha、下蓮田1号及び7号生産緑地地区0.4haの廃止となります。 変更概要図の1枚目をご覧ください。黄で塗られている箇所が今回廃止する区域になります。同じく、変更概要図の2枚目から4枚目をご覧ください。黄で塗られている箇所が今回廃止する区域になり、赤で塗られている箇所が今後生産緑地として残る箇所となります。いずれの箇所につきましても、変更の理由といたしましては、生産緑地の指定後30年経過したことによるものです。 続きまして一連のスケジュールについて申し上げます。 まず、黒浜8号生産緑地及び西口5号生産緑地につきましては、令和4年12月8日に買取申出書が地権者より提出されました。市では買取りについて検討しましたが、活用の計画が無かったことから、買取りはしませんでした。また、引き続き農業に従事することを希望するものが取得できるように農業委員会を介して斡旋もいたしましたが、取得希望者はいませんでした。 この結果、申請から3ヶ月後の令和5年3月7日に、行為制限につきましては、解除となっております。 続きまして、下蓮田1号及び下蓮田7号生産緑地につきましては、令和5年1月26日に買取申出書が地権者より提出されました。こちらも同じく市では買取りについて検討しましたが買取はせず、農業委員会を介して斡旋もいたしましたが、取得希望者はいませんでした。</p>
---	---

この結果、申請から3ヶ月後の令和5年4月26日に、行為制限につきましては、解除となっております。

なお、以上の生産緑地地区の変更につきましては、令和5年6月7日に埼玉県に対して知事協議書を提出し、令和5年6月15日付けで異存ない旨の回答をいただいております。

県からの回答を受けまして、令和5年6月23日から令和5年7月7日まで、都市計画法第17条に基づき変更案の縦覧を行いました。

縦覧結果でございますが、縦覧期間中に縦覧者、意見ともにありませんでした。

本日ご審議いただきまして、異議ない旨の答申をいただけましたら、都市計画変更告示を行う予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(金塚会長)

それでは、ただいまの説明に関しましてご意見等がございましたら挙手をお願いいたします。それでは、まず私から。

隣接して生産緑地がある場合、そのまま生産緑地として残す場所と廃止する生産緑地は地権者が違うのでしょうか。

(みどり環境課)

西口5号の場合ですと、地権者は同じなのですが全ての生産緑地を維持していくのは難しいものの一部は農地として残せるという地権者の判断により、生産緑地として残している状況です。

(金塚会長)

農業の継続が無理というわけではなく、その土地は農地として適していないということでしょうか。

(みどり環境課)

もしくは広くて管理できないということです。

(金塚会長)

わかりました。そのような理由で市に買取申出書を出したが、買取りができないということで、今回の生産緑地解除に至ったということですね。

ご質問等ございましたら挙手を願います。

(意見なし)

皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、この議案につきまして採決したいと思います。原案のとおりでご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

それでは、市長へは、「原案のとおり決定」と、答申したいと思います。

諮問事項については、以上で終了ですが、事務局で答申書(案)を用意していただけますか。



<p>答申書案について</p>	<p>用意ができるまで、暫時休憩とします。</p> <p>……………暫時休憩……………</p> <p>(事務局から答申案の配布)</p> <p>休憩前に引き続き会議を行います。  答申書(案)をお手元に配布させていただきましたので、ご確認願います。なにかございますか。</p> <p>(なしとの声)</p> <p>それでは、この(案)をもって市長に答申させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(よいとの声)</p> <p>答申書の提出につきましては、会長にご一任いただきたいと存じます。</p> <p>続きまして、議事の(3)報告事項「高虫西部土地区画整理事業の進捗状況について」、担当の産業団地整備課から内容の説明をお願いします。</p>
<p>高虫西部土地区画整理事業の進捗状況について</p>	<p>(産業団地整備課)  資料3(蓮田都市計画(仮称)高虫西部土地区画整理事業の計画概要)を用いて説明。</p> <p>※報告事項につき、省略。</p> <p><b>【質問・意見(概要)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合設立認可のための同意書取得は順調に進む見通しなのか。  →同意書については2/3の取得が認可要件だが、業務代行予定者であるエム・ケー株式会社が直接地権者に説明をして同意書の取得を進めている。組合設立認可権限は埼玉県であり、県市街地整備課からは事業を間違いなく履行するためには9割程度の同意が必要と聞いている。現状、面積、件数いずれも概ね9割に達していると聞いている。</li> <li>・市民の方への進捗状況の周知について、これまでは広報誌やホームページを使用していたが、今後はどのような方法で行っていくのか。  →今後も広報誌やホームページなど複数の媒体を使用して周知に努めたいと考えている。</li> <li>・地元の方に対する説明会は既に行っているという認識でよいのか。  →都市計画法第16条の公聴会の開催する前に説明会を行っている。地権者を中心とする高虫西部地区の方には、土地区画整理組合準備会の中で土地の取引を中心に説明している。今後、環境影響評価に関しては高虫西部地区の縁辺部から3km圏内に該当する自治体7市1町で説明会を行う必要があり、環境影響評価の内容だけではなく都市計画変更の内容についても併せて説明を行う予定である。</li> </ul>

社会資本整備  
総合交付金の  
事後評価につ  
いて

・反対する人や少数派の意見はあるのか。もし、あるのであれば、どういった意見があるのか教えてほしい。

→今までの農地を主とした保全型土地利用から都市的な土地利用に転換する総枠の部分に対する反対意見は一件もない。どのような産業団地を作っていくかということに関しては、反対意見ではないが単なる産業団地ではなく、地元と持続可能に協力しながら地域を発展させられるものができればいいという要望はある。

(金塚会長)

以上で、都市計画審議会としての議事につきましては、終了いたします。

引き続き、ただ今より蓮田市社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）評価委員会の議事に入りたいと思います。

報告事項は、「社会資本整備総合交付金の事後評価について」でございます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、社会資本整備総合交付金の事後評価について、説明させていただきます。

はじめに、都市再生整備計画事業及び事後評価の概要を説明させていただきます。

まず、「蓮田市社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）事後評価実施要綱」をご覧ください。第1条で趣旨を定めています。「この要綱は、都市再生特別措置法第47条第2項の規定に基づき国が交付する社会資本整備総合交付金のうち都市再生整備計画事業に係る交付金がもたらした成果等を客観的に検証するとともに、事業の成果及び今後のまちづくりのあり方を市民にわかりやすく説明するため、交付金の交付を受けて実施される事業の事後評価を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。」としています。

裏面の第6条（評価委員会の設置）をご覧ください。「市長は、事後評価を実施し、今後のまちづくり方策を決定するに当たり第三者の意見を聴くため、蓮田市社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）評価委員会を設置する。」としています。

また、第2項では、「委員会は、蓮田市都市計画審議会の委員をもって充てる。」と規定しております。都市計画審議会の委員の皆様におかれましては、大変お手数をおかけしますが、都市計画審議会同様の案件としてご審議をお願いいたします。

事後評価を行う都市再生整備計画事業については、1地区、蓮田市中心市街地地区となります。こちらは、令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間として現在も事業を行っております。国費の交付率は事業費の概ね50%となっております。交付金を事業間や年度間で融通することができる柔軟性がある反面、事業完了後の成果や効果の検証に重点が置かれ事後評価の重視が特徴となっております。最終的な事後評価シートは、国土交通省に提出することになっております。

事後評価の進め方については、今後2回に分けてご審議をお願いしたいと考えています。

次回、事後評価原案について説明を行い、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思っております。いただいたご意見については事務局で整理し、答申書の（案）を作成、その次の評価委員会でご審議いただき、成案を作成していただく、という流れで進めたいと考えております。

ここで、都市再生整備計画の対象事業について、概要を説明したいと思います。

資料4-1をご覧ください。1枚目が整備方針概要図となります。左上から時計回

りて基幹事業の概要を説明します。右下に凡例がありますが、黄色い枠の事業が基幹事業で、白い枠の事業が、基幹事業と合わせて目標を達成すべく行う事業として位置付けている関連事業になります。また、2枚目以降には整備状況の様子を載せておりますので、合わせてご覧ください。

上町ふれあいの森整備は、近接する図書館・中央小学校・蓮田幼稚園利用者等の交流拠点として、ベンチや遊具の整備を通じ魅力ある市民緑地づくりを進めることを目的としたもので令和4年度に整備済となります。

堂山公園及び蓮田駅東口トイレ整備は同一内容のため一括して概要説明いたします。高齢者・障がい者・子ども連れなど誰もが24時間いつでも使用できる公衆トイレは、ウォークアブルな空間形成には不可欠な施設となります。そのため、既存トイレの機能を拡充し、多機能トイレの設備を整備するものです。蓮田駅東口トイレについては令和4年度に整備完了しております。堂山公園は現在整備を進めているところで、令和5年度中の完成を目指しているところです。

歩行者・自転車道、市道4号線・市道51号線・市道53号線も同一内容のため、一括して説明いたします。こちらは、歩道植樹帯を撤去し、ゆとりある安全・快適な歩行空間の確保を進め、カラー舗装で高質化を行い、ウォークアブル空間の形成に努めるものとなります。こちらも令和4年度までに整備済となります。

駐車場整備は、駅周辺の外縁部（中央公民館）に市営駐車場を作り、駅周辺の交通の過度な集中を分散するとともに道路交通の円滑化を図ることを目的としています。令和5年度完成予定です。

緑地整備は、蓮田駅西口再開発ビルの近接地にベンチや中木を設置するもので、駅前の立地を活かし、歩いて行ける範囲における休憩スペースとして利用してもらうことを目的としています。令和2年度整備済となります。

街路灯整備は、LED街路灯を新規で設置し、昼だけでなく夜も安心安全に出歩くことができる環境整備を進めるものです。令和2年度整備済となります。

計画全体の交付対象事業費は、3億6100万円で、交付限度額は1億8020万円です。5年間でいただいた国費の実績は、内示も含め1億5341万円です。

以上が、事業概要となります。

それでは、資料4-2、蓮田市中心市街地地区都市再生整備計画の方法書を説明したいと思います。この方法書は、事後評価のスケジュールや実施成果の計測方法等を確認するものとなっています。

1 ページ目は事後評価方法書の目次となります。

2 ページ目は(1)成果の評価を記載しています。都市再生整備計画に記載した指標の達成状況を検証します。設定した指標は2つあります。指標1は、「駅周辺の交流拠点・歩行系道路に対する満足度」となります。従前値の計測は事業実施前、本計画の策定時となる、平成30年10月29日、30日に行った駅利用者アンケートで、同指標に「十分・普通」と回答した人数を計測しました。5,000枚の用紙を用意し、4,827枚の配布、回答は2,034件、回答率は42.1%でした。同内容のアンケート調査を来月実施し、従前値と比較・計測し、どれくらい満足度が上がったか、検証したいと思います。また、⑧確定/見込みの別は計測時点で事業が概ね完了していることから確定とし、フォローアップの必要性については、なしとします。ただし、アンケート調査の結果が従前値より下回るようですと何らかの分析が必要と考えています。

3 ページをお開きください。2つ目の指標は「商店街通行量」となります。こちらも従前値の計測は事業実施前、本計画の策定時となる、平成30年11月5日に行ったのくぼ通り商店街の歩行者通行量を調査（平日10時間（9～19時）、のくぼ

通り入口（岩槻警察署蓮田交番前）を通過した歩行者数（自動車、自転車を除く）となります。評価値については、10月頃、同様の方法により通行量調査を実施し、歩行者数がどのくらい変化しているのか、検証したいと思います。指標1同様、確定/見込みの別は確定とし、フォローアップの必要性については、なしとします。ただし、結果が従前値より下回るようですと何らかの分析が必要と考えています。

4ページは、フォローアップが必要となった場合に記述が必要なページとなります。（設定していた指標以外の項目で従前従後の値を比較し、整備効果を計測します。）

5ページをお開きください。（2）実施過程の評価です。1）モニタリングの実施状況の確認、2）住民参加プロセスの実施状況の確認、3）持続的なまちづくり体制の構築状況の確認は、いずれも「都市再生整備計画に記載しなかった」としております。記載はしていませんが、例えば蓮田駅西口地区まちづくり協議会へ都市再生整備計画の進捗報告や意見聴取をしておりますので、実績を記載したいと考えております。

6ページは事後評価書作成について関連する事項の取組予定を記載しています（3）効果発現要因の整理については、10～11月頃、都市計画課が主管課となり事業に関わる全ての課による庁内の横断的な組織による検討会議を開催し意見収集を行いたいと思います。

（4）今後のまちづくり方策の作成については、前記の部会による会議を開催し意見交換を行うこととします。

（5）事後評価原案等の公表について、原案の公表は、広報紙への掲載により周知し、都市計画課窓口での閲覧、ホームページでの掲載によりパブリックコメントとして公表したいと思います。公表期間は要綱に記載の2週間とします。また、評価結果（最終）の公表は、広報により周知し、都市計画課窓口での閲覧、ホームページでの掲載により公表したいと思います。公表期間は1年間とします。

（6）まちづくり交付金評価委員会の審議については、令和6年1月～2月頃に「蓮田市社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）事後評価実施要領」を基に、都市計画審議会委員の皆様へ、事後評価していただきたいと考えております。

（7）その他の機会における有識者からの意見聴取の予定については、以前の都市再生整備計画の事後評価でもお願いしましたが、今回も人間総合科学大学の学校関係者から意見をいただく方向で調整したいと考えております。

（8）事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況については、委託をしておりますので、費用は発生するが、予算措置を講じているとします。

最終ページは、スケジュール案となっています。後ほどご覧いただければと思います。蓮田市中心市街地地区については、次期計画も考えておりますので、国から採択をいただけるよう手続きを進めてまいりたいと思います。

以上で蓮田市中心市街地地区の方法書の説明を終わります。

（金塚会長）

それでは、ただいまの説明に関しまして何かご質問ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。秦委員、どうぞ。

（秦委員）

都市再生整備計画事業等事後評価方法書の3ページに記載の指標2 商店街通行量について、のくぼ通りを歩く人は人間総合科学大学の学生が多くを占めているかと思えます。前回は、11月5日でしたが今回は10月頃ということで、実施時期によっては大学の試験期間重なってしまい、思わしくない結果が出てしまうと

思います。前回と同じスケジュールや条件で実施したほうが良いのではないのでしょうか。

(金塚会長)

事務局、どうぞ。

(事務局)

秦委員からご指摘があった通り、のくぼ通りの通行者は学校関係者が多くを占めることは事務局も予想しております。そのため休校期間に調査を実施してしまうと非常に良くない結果が出てしまうのではないかということに関しては仰る通りかと思います。その点については都市計画審議会委員の中に人間総合科学大学の梅國智子先生もいらっしゃいますので、調整したいと考えております。また、新型コロナウイルスによる影響で外出機会も5年前と全く同じ状況ではないことや、リモートワーク等の普及も想定され、大学関係者の通学以外の要因も数値には影響してくるのではないかと考えております。

(金塚会長)

よろしいですか。

他にございますか。豊嶋委員、どうぞ。

(豊嶋委員)

都市再生整備計画事業等事後評価方法書2ページの駅利用者アンケートについて、5年前と10年前にも同様の調査を実施しているかと思いますが、アンケート用紙の配布方法と回答方法はどのような方法を予定しておりますか。

(金塚会長)

事務局、どうぞ。

(事務局)

国土交通省が定める事後評価の手引きでは、従前と同様の方法で調査を行うことが望ましいですが、ICT等の技術の進歩を生かしても差し支えないとされております。今回のアンケート調査につきましても基本的には従前と同様にアンケート用紙の配布を行うのですが、アンケート用紙にQRコードを記載することでその場で回答することが難しい方にも回答いただけるよう検討しております。

(金塚会長)

豊嶋委員、どうぞ。

(豊嶋委員)

アンケート用紙にQRコードを記載することで手書きでなくても回答することができるようにすることは回収率や回答率を上げる方策として有用かと思いますが是非検討していただきたいと思います。5年前と10年前の配布数はそれぞれ約4,600枚、約4,800枚かと思いますが、アンケートに回答できる人は基本的に駅で2日間にわたり配布する5,000枚のアンケート用紙を受け取った人ということでしょうか。

閉会	<p>(金塚会長) 事務局、どうぞ。</p> <p>(事務局) 豊嶋委員のおっしゃる通りで、5,000枚のアンケート用紙を受け取っていただいた方が回答の対象となります。</p> <p>(金塚会長) 豊嶋委員、どうぞ。</p> <p>(豊嶋委員) わかりました。予め配布数を5,000枚と決めているということで、アンケート用紙に記入して回答する方とQRコードを利用してWebから回答する方がいらっしゃると思いますが、回答が重複しないようにアンケート用紙をナンバリングするなど集計内容の精度に関しても検討いただければと思います。</p> <p>(金塚会長) 他にございますか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>説明の中にもありましたが、今年度中にあと2回の評価委員会を開催し、1回目は事務局から事後評価シート原案について説明していただき、皆さんからご意見を出してもらい、2回目の評価委員会で答申するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、これをもちまして蓮田市社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)評価委員会を終了いたします。 その他、事務局から報告いただく事項はございますか。</p> <p>(事務局) 次回の都市計画審議会は、12月の開催を予定しております。 内容は、「高虫西部地区都市計画変更について」及び「生産緑地地区の変更」について諮問させていただく予定となります。また、蓮田市社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)評価委員会として、「社会資本整備総合交付金の事後評価」について引き続き報告(アンケート結果など含む)させていただく予定としております。 日程につきましては、金塚会長と調整させていただき、委員の皆様へご通知したいと思います。 以上、よろしく願いいたします。</p> <p>(金塚会長) 皆さん、全体を通して何かございますか。 先ほど都市計画課から説明がございました、資料5「四季かおる つながり 安心 活きるまち」の実現にむけて～人と自然を思いやる蓮田共生のまちづくり～に関しても何かございましたら、ご発言お願いしたいと思います。</p>
----	--

(発言なし)

では、資料5に関しては、各自読み込んでいただき何かお気づきの点がございましたら事務局へ報告していただくということにいたします。

以上をもちまして、本日の議事につきましては、すべて終了させていただきます。

以上で議長の任を解かせていただきます。  
ありがとうございました。

・・・・・・・・・・議事終了・・・・・・・・・・

(金子参事)

慎重審議ありがとうございました。

先ほど事務局から次回の日程を12月頃と報告がございましたが、高虫西部地区の説明でもありましたが、1月頃にも審議会の開催を検討しております。今年度中にあと数回は審議会を開催する予定で検討しておりますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

では、閉会に移らせていただきます。

閉会のあいさつは、田部井副会長よりごあいさつをお願い申し上げます。

(田部井副会長)

本日は皆様、お疲れ様でした。新たに今年度開始ということで、新しく委嘱された方もおりますので、これまでの話も含めて引き続き分かりやすく説明していただければと思います。2年という任期ですけれども皆様どうぞよろしく願いいたします。以上で閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

以上